

概要版

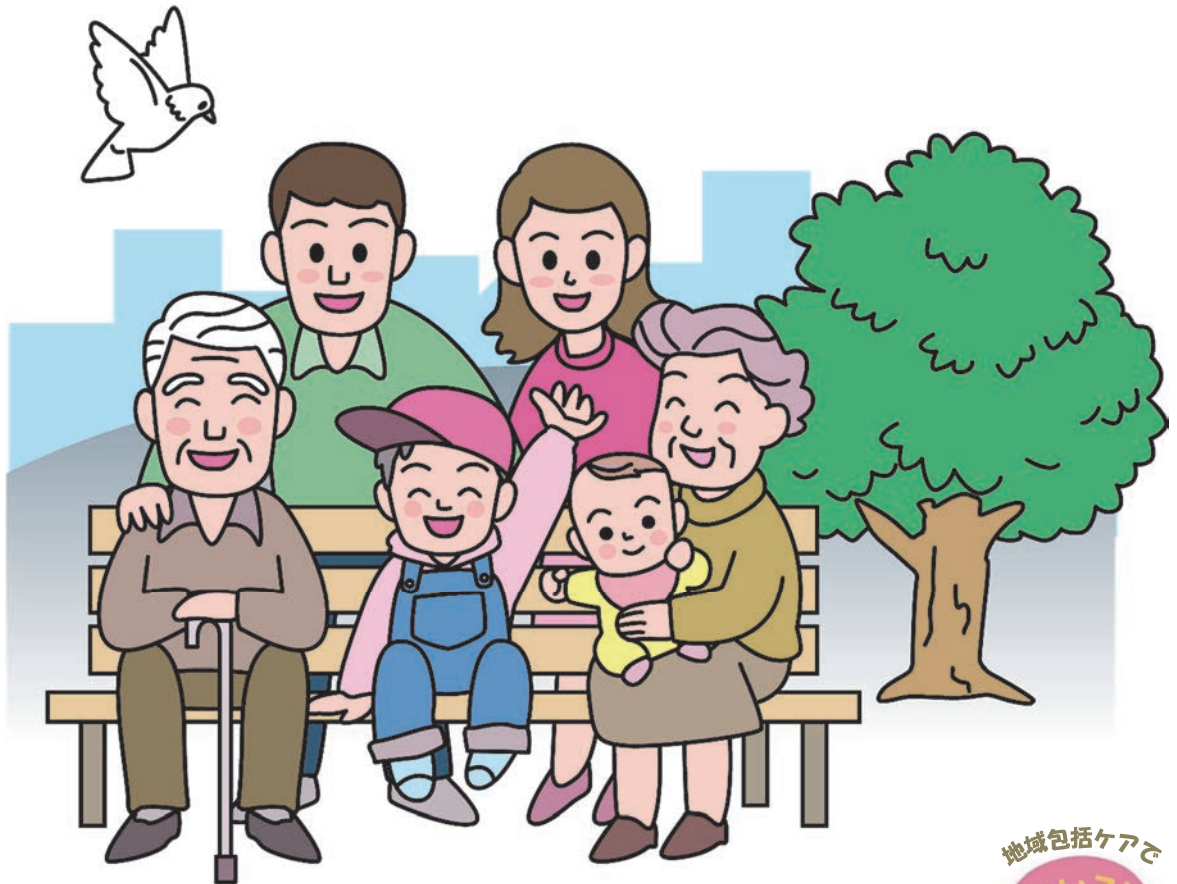
第7期 町田市介護保険事業計画

計画期間：2018年度～2020年度

計画の基本理念

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが
実感できるまち

～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～



2018年3月
町田市

地域包括ケアで



1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の基本理念

本計画では、町田市高齢者福祉計画と共通の理念に沿って、

**高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～**

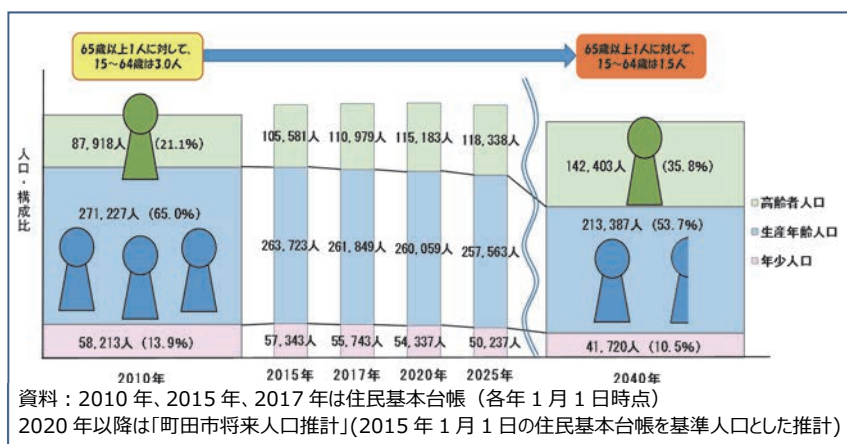
を基本理念とし、計画を策定します。

2 現状と課題

(1) 町田市の2025年・2040年の姿

2025年には、町田市においても、市民の概ね3割弱が高齢者となり、そのうち約5人に3人が後期高齢者となると予想されています。

また、2040年には高齢化率が35%を超え、高齢者1人に対する生産年齢人口は約1.5人となる見通しです。

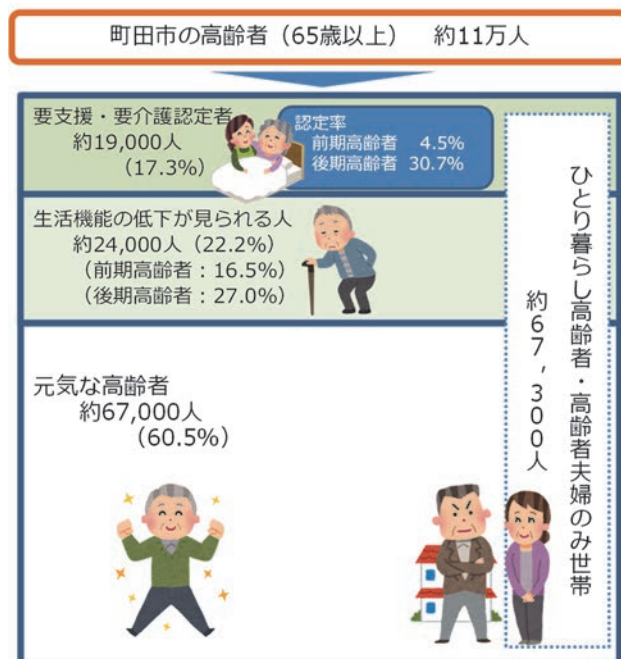


このような背景から、地域全体で支え合い、地域資源を活かし、地域の特性に応じてきめ細やかに対応できる「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

(2) 町田市における高齢者の状況

町田市では、約11万人の高齢者が生活しています。生活機能の低下が見られる人を含めると、約8割以上の高齢者は、要支援・要介護認定を受けずに生活を送っています。

また、元気な高齢者は、全体の約6割にのぼり、元気な高齢者が支援の必要な方を支えるような仕組みづくりや、健康を維持・向上するための取組の推進が有効であると言えます。



資料：要支援・要介護認定者…町田市介護保険情報（2016年10月1日時点）
生活機能の低下が見られる人…2016年12月実施介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から基本チェックリスト方式により抽出した介護予防必要者の割合から算出
ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦のみ世帯…国勢調査（2015年10月1日時点）

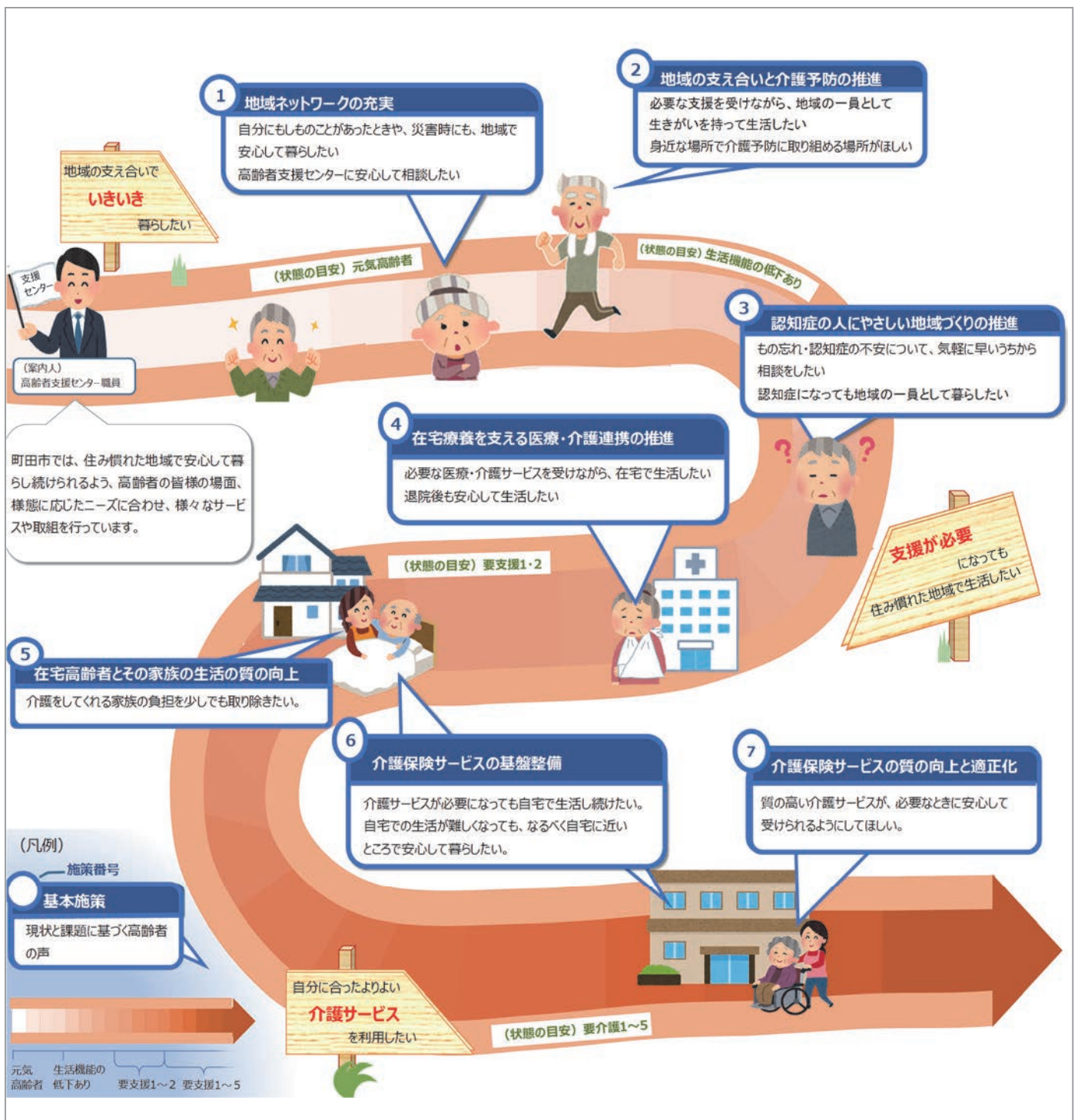
3 計画の基本目標と基本施策

(1) まちだ いきいき街道

地域の高齢者の方が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、年齢を重ねるにつれて生じる様々なサービスのニーズをくみ取り、対応していく必要があります。

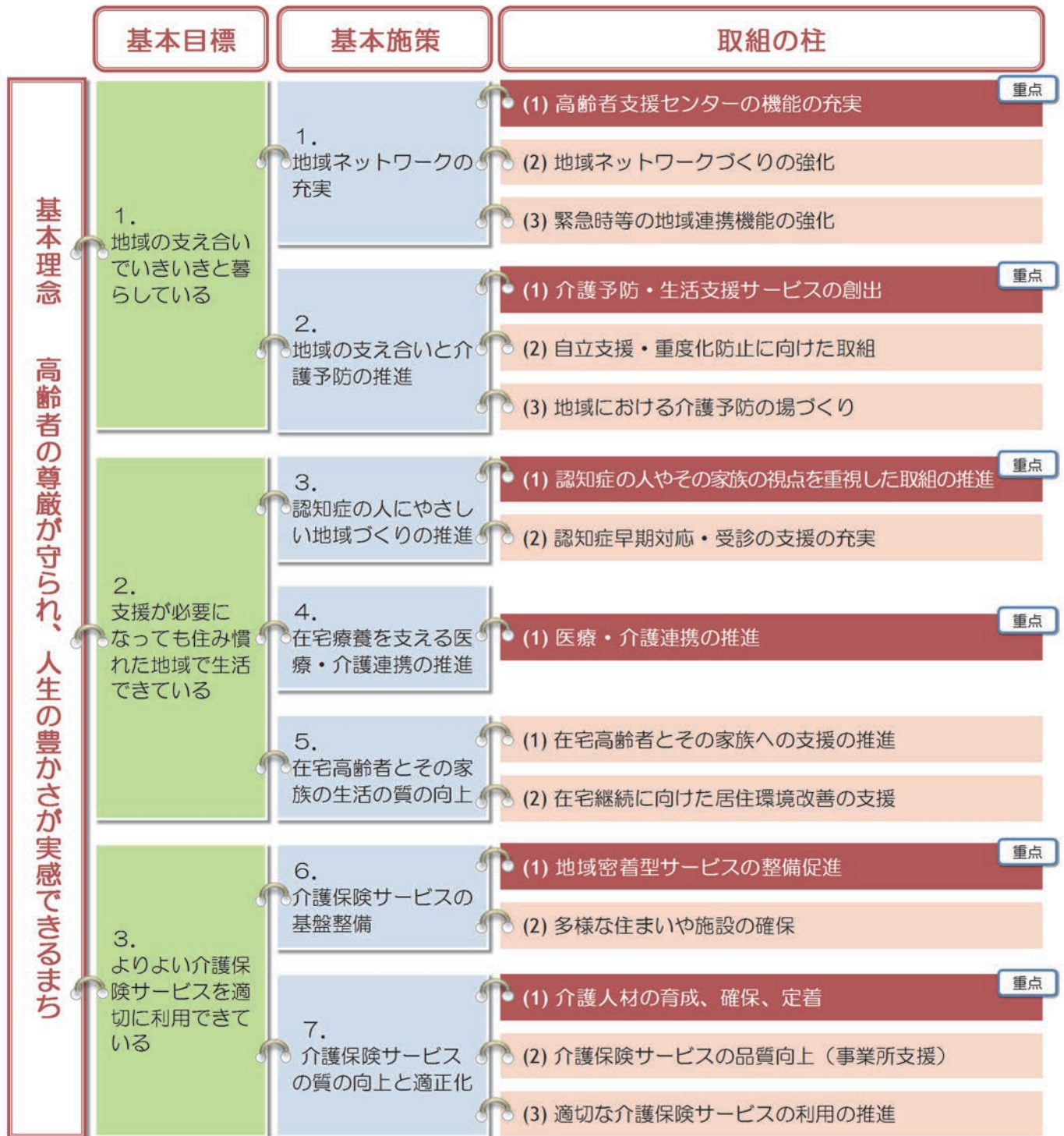
本項では、現状と課題から抽出された高齢者の声について、高齢者の方の状態等の変化に応じて整理し、「まちだ いきいき街道」として示しています。

▼ まちだ いきいき街道



(2) 計画の体系

本計画では、基本理念を実現し、高齢者やその家族等の生活の質（QOL）の維持・向上を図るため、3つの基本目標、7つの基本施策を定め、その下に取組の柱を設定しました。また、16の取組の柱のうち、6つを重点としました。



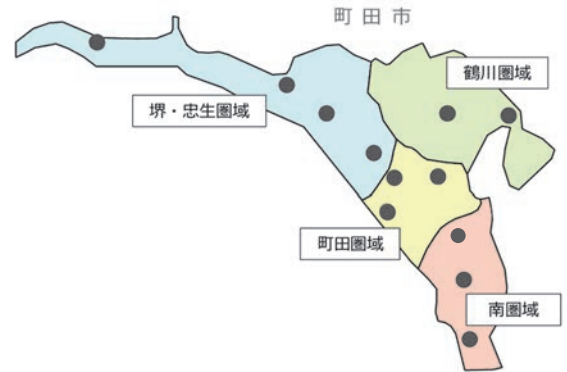
(3) 重点的な取組の柱

1-1-(1) 高齢者支援センターの機能の充実

取組 ① 高齢者支援センターの事業評価の充実

地域包括ケアの実現に向けて、より効果的・効率的な運営ができるよう、高齢者支援センターの事業評価を実施します。

また、高齢者支援センターに求められる役割の変化や地域の実情に対応するため、各高齢者支援センターが独自に行う取組に対して、適正に評価が行えるよう必要に応じて評価項目や手法の見直しを行います。



取組 ② 地域ケア会議の役割の明確化及び内容の充実

地域ケア会議の役割や実施方法を明確化するために作成した「町田市地域ケア会議運営ガイドライン」に沿って、高齢者支援センターが地域ケア会議を運営できるよう、進めていきます。

1-2-(1) 介護予防・生活支援サービスの創出

取組 ① 支え合い連絡会

介護予防・生活支援に関する課題抽出や課題解決に向けた検討などを行うため、町内会自治会、ボランティア、NPO、民間企業などの関係機関が参画する「支え合い連絡会」を、市全域と12高齢者支援センター区域で開催します。

取組 ② 地域活動団体型サービス

地域の助け合いを基盤として、地域の活動団体やNPO等の立ち上げたグループが提供する「地域活動団体型サービス」を、生活支援コーディネーターが中心となって創出します。

取組 ③ 市基準型サービス

要支援1・2の方等を対象に、人員の配置基準や資格要件を一部緩和した町田市独自の「市基準型訪問・通所サービス」を提供する介護保険事業所の指定を引き続き行っていきます。



2-3-(1) 認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進

取組 ① 認知症の人やその家族の居場所づくり



▲「Dカフェ」のロゴマーク。認知症を意味する Dementia の頭文字をとって「D カフェ」としています。

町田市 D カフェ



▲Dカフェの情報を一覧したポータルサイト「Dマップ」

(ア) 居場所づくりの啓発

まちづくりワークショップを定期的を開催し、認知症の人やその家族の視点を重視した認知症の人にやさしい地域のイメージの形成、認知拡大、理解促進を図ります。

(イ) 居場所づくりの普及

認知症診断直後で、必ずしも介護サービスが必要な状態ではない認知症の人の空白期間を解消することを主な目的とした、認知症の人にやさしい地域の基盤づくりを目指します。認知症カフェ（D カフェ）や認知症にやさしい図書館（D ブックス）、生きがい支援（D 活）の取組を実施します。

取組 ② 認知症サポーター養成講座事業

認知症の人が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、認知症についての正しい知識と理解を、広く市民に啓発していきます。認知症サポーターは地域を見守り、認知症の人とその家族を支えます。

取組 ③ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症の人などが行方不明となった場合に、その家族からの問い合わせに応じ、位置情報システムにより行方不明者を検索します。

2-4-(1) 医療・介護連携の推進

取組 ① 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクトの推進

医療と介護の専門職団体などが参画する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」を開催し、在宅療養の充実や、医療・介護連携における課題の解決を図ります。

また、医療と介護の専門職同士の連携強化のため、多職種連携研修会を開催します。

市民向け冊子▶

「住み慣れたわが家で自分らしく生きたい」



3-6-(1) 地域密着型サービスの整備促進

取組 ① 地域密着型サービスの整備



身近できめ細かいサービス提供体制を構築するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等を整備し、在宅での医療・介護や、認知症の方への支援の充実を図ります。

3-7-(1) 介護人材の育成、確保、定着

取組 ① 介護人材開発事業の強化

地域包括ケアシステムの深化・推進に資する人材の育成、確保、定着を強化するために、町田市介護人材開発センターの新たな事業展開を支援し、事業の拡充を促進します。

取組 ② 介護人材バンク機能の確立

市内介護保険事業所の安定的な職員確保を目的とし、介護保険事業所の求人情報と求職者の情報をマッチングする、「介護人材バンク」機能の確立と、運営を支援します。

取組 ③ 多様な担い手の地域活躍推進

アクティブシニア（概ね 50 歳以上の元気な方）の市内介護保険事業所等への就労支援や、総合事業の担い手を養成する事業を実施します。

(ア) アクティブシニア介護人材バンク事業

アクティブシニアを対象に、ベッドメイキング、配膳などの介護保険事業所での周辺業務を担うための研修や、介護人材バンクへの登録、就労マッチング、就労相談などを行います。

(イ) 元気高齢者介護人材育成雇用事業

アクティブシニアを対象に、介護職員初任者研修を実施し、市内事業所での介護職員としての活躍を推進します。

(ウ) 「まちいきヘルパー」の養成

総合事業における生活支援を中心とした市基準型訪問サービスの担い手となる「まちいきヘルパー」を養成し、就労支援を行います。



▲介護保険事業所で働く
アクティブシニア

(4) 町田市版地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、在宅での生活に必要な5つの要素である「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」に関するサービスを必要に応じて利用することで、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることを目指す考え方です。

市は、本計画の各基本施策を実施することで、必要な時に必要な支援を受けられる生活環境の整備を進めていきます。また、高齢者の生活を支えるには、介護保険のサービスだけでは必ずしも十分ではないため、自助・互助といった地域の助け合いが促進される環境づくりも進めていきます。

図表：町田市版地域包括ケアシステムの全体像イメージ



要素



医療

医療・介護の連携による退院支援や、在宅生活継続の支援。
認知症の早期対応・受診等の支援。



介護

心身の状況に応じた支援を受け、自宅や身近な地域での生活を続けるための介護保険サービス。



住まい

高齢者の身体状況や生活環境に合った多様な住まいや施設の確保、在宅生活継続のための支援に係る施策。



生活支援

高齢者ができる限り住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、多様な地域資源と連携して行う日常生活の支援。



介護予防

要介護となることの予防、要介護状態の悪化防止・軽減のための、心身機能の改善や社会参加の促進等に係る施策。

主な担い手

医療職等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、柔道整復師 等

介護職等

主任介護支援専門員、介護支援専門員、介護福祉士、ヘルパー、社会福祉士、生活支援コーディネーター 等

地域の活動団体

町内会・自治会、老人クラブ、住民主体の団体（高齢者のグループ活動等）、ボランティア 等

民間事業者 ・その他

コンビニ、賃貸住宅事業者、配食事業者、ライフライン事業者、警備会社、社会福祉協議会、NPO、民生委員、シルバー人材センター、成年後見人 等

「地域マネジメント」の確立

「町田市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けては、PDCAサイクルに基づく段階的・継続的なスパイラルアップを目指す「地域マネジメント」の確立が必要です。

町田市では、地域の課題等を市の様々な専門分野の会議体において審議し、市の政策に反映していく重層的な仕組みとして、「地域マネジメント」推進体制を確立します。

加えて、PDCAサイクルを、より効果的に運用していくため、客観的な指標による進捗評価を実施します。

(4) 基本目標・基本施策の評価指標

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた PDCA サイクルを、より効果的に運用していくためには、客観的な指標による進捗評価を行うことが重要です。

本計画では、主な取組ごとの成果指標に加え、基本目標、基本施策ごとに客観的な指標を設定し、基本目標ごとの指標は毎年、基本施策ごとの指標は計画最終年度（2020年度）に、それぞれ進捗評価を実施します。

基本目標	基本施策	指標（単位）	現状値 (2016年度)	目標	備考
1		初認定平均年齢（歳）	78.4	↗	要支援・要介護認定を初めて受けたときの年齢の平均
	1	高齢者支援センターの所在地認知度（%）	41.3	↗	市民ニーズ調査（一般高齢者）における「高齢者支援センターの所在地認知度」
	2	生活機能低下リスクありの高齢者の割合（%）	前期高齢者 57.5 後期高齢者 67.1	↘	市民ニーズ調査（一般高齢者）各種リスク判定において、いずれかのリスクに該当する者の年代別割合
	2	主観的健康感（%）	82.8	↗	市民ニーズ調査（一般高齢者）における「主観的健康感」の割合
		地域活動参加率（%）	前期高齢者 65.7 後期高齢者 53.8	↗	市民ニーズ調査（一般高齢者）における「地域活動参加率」（いずれかの地域活動に月1回以上参加している者の年代別割合）
2		在宅維持率（%）	80.7	↗	居宅サービス ^{※1} 受給者のうち、1年後も居宅サービス ^{※1} を受給している人の割合
	3	もの忘れが多いと感じる人の内、高齢者支援センターを知っている人の割合（%）	一般:45.7 要支援:68.4	↗	市民ニーズ調査（一般高齢者・要支援）における「もの忘れが多いと感じる人の内、高齢者支援センターを知っている人の割合」
	4	在宅医療について希望するし実現可能だと思う人の割合（%）	一般:26.3 要支援:26.9	↗	市民ニーズ調査における「在宅医療について希望するし実現可能だと思う人の割合（%）」
	5	就労家族介護者の問題なく就労継続できる人の割合（%）	22.1	↗	在宅介護実態調査における「就労家族介護者の問題なく就労継続できる人の割合」
		介護度の維持・改善率（%）	66.0	↗	当該年度内の全更新・区分変更審査結果のうち、介護度維持・改善者の割合
3	6	特別養護老人ホーム入所待機期間1年未満入所率（%）	79.3	↗	特別養護老人ホームの入所待機者のうち、1年未満で入所した者の割合
	7	職員 ^{※2} を確保できている事業所の割合（%）	43.2	↗	事業所調査における「職員を確保できている事業所の割合」

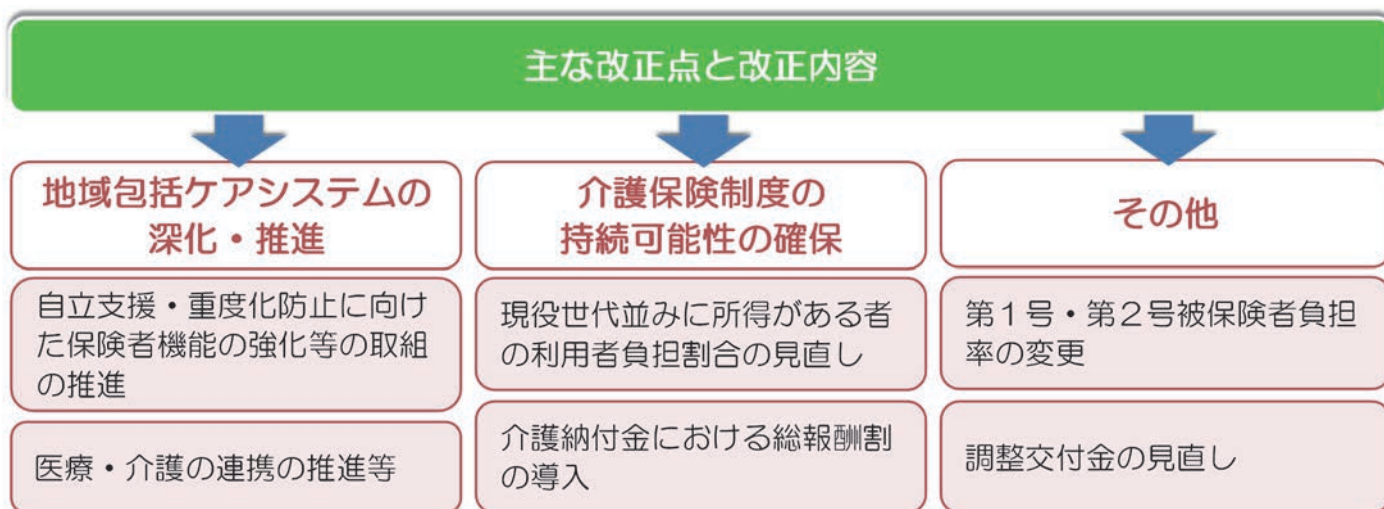
※1…有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム除く

※2…厚生労働省令等に定められる人員基準に限らず事業所が必要と考える人数

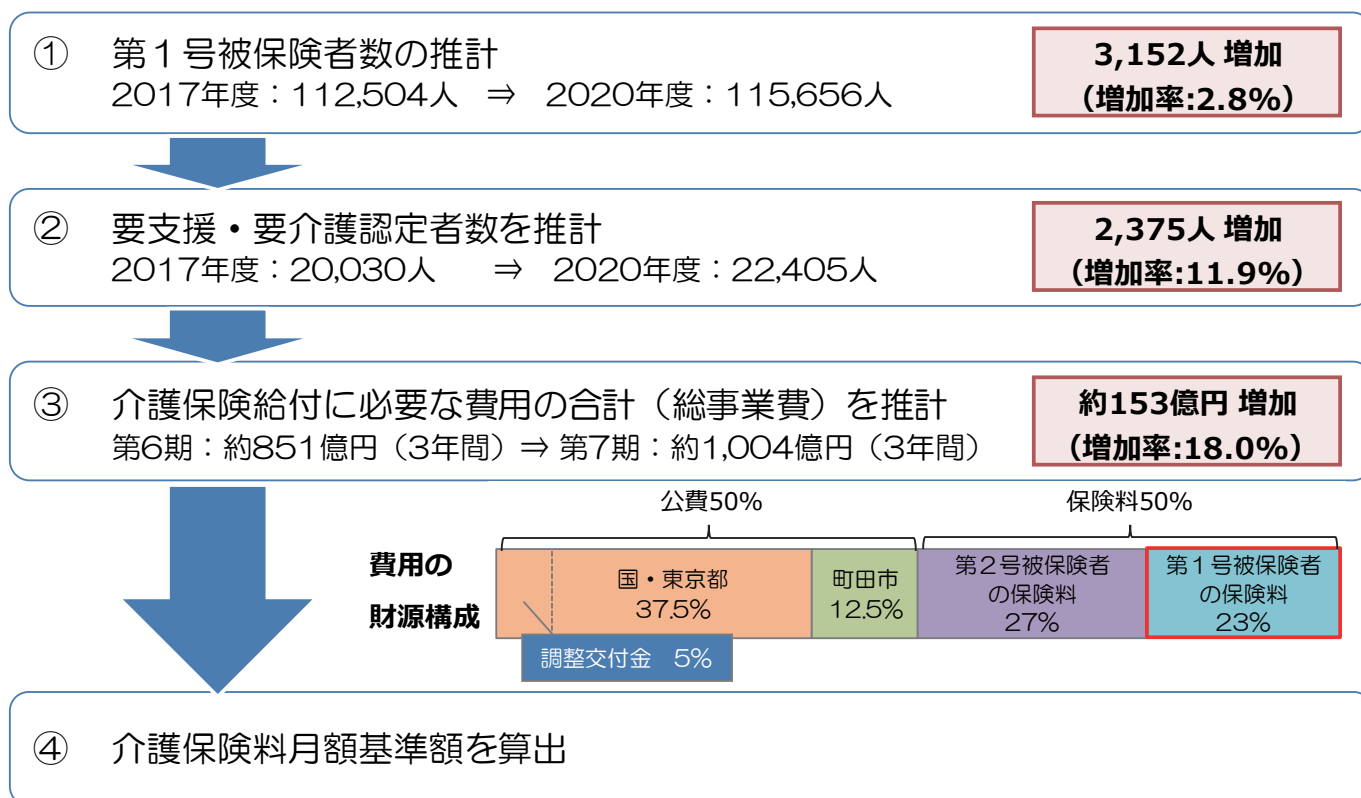
4 総事業費の見込みと保険料

(1) 介護保険制度の動向

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるように、関係法令や制度の改正が行われます。



(2) 第7期介護保険料算定の流れと介護保険料



第1号被保険者の介護保険料月額基準額は、**5,450円**となります。

各所得段階ごとの介護保険料額は、次ページをご覧ください。

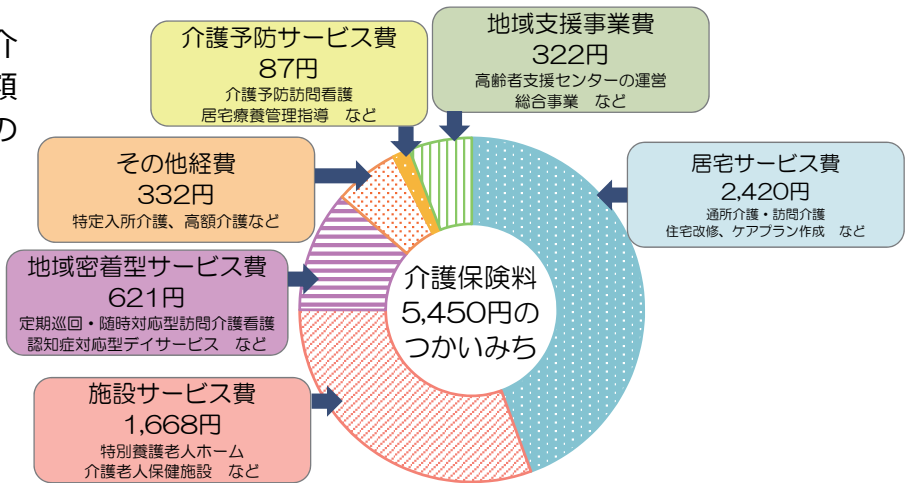
(3) 所得段階ごとの介護保険料額

課税状況		第6期事業計画				第7期事業計画			
世帯	本人	要件	所得区分	保険料率	年額	所得区分	保険料率	年額	
					月額			月額	
非課税	生活保護受給者等 老齢福祉年金受給者	合計所得金額 収入額	第1段階	0.45	(32,300円) 29,100円	第1段階	0.45	(32,700円) 29,400円	
					80万円以下			(2,695円) 2,425円	(2,725円) 2,453円
					80万円超 120万円以下			40,400円 3,368円	40,800円 3,406円
					120万円超			48,500円 4,042円	49,000円 4,088円
					80万円以下			51,700円 4,312円	50,600円 4,224円
					80万円超			64,600円 5,390円	65,400円 5,450円
					125万円未満			71,100円 5,929円	70,300円 5,859円
					125万円以上 190万円未満			80,800円 6,737円	80,100円 6,676円
					190万円以上 300万円未満			90,500円 7,546円	91,500円 7,630円
					300万円以上 500万円未満			103,400円 8,624円	104,600円 8,720円
					500万円以上 800万円未満			129,300円 10,780円	117,700円 9,810円
					課税			合計所得金額	第10段階
800万円以上 1,200万円未満	155,200円 12,936円	143,800円 11,990円							
1,200万円以上		156,900円 13,080円							
		170,000円 14,170円							
		183,100円 15,260円							

※1 生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者
 ※2 公費による保険料軽減前の保険料及び保険料額です。

介護保険料のつかいみち

第1号被保険者の介護保険料月額基準額5,450円は、右図のとおり使われます。



発行者

町田市 いきいき生活部 いきいき総務課・高齢者福祉課・介護保険課
 〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 電話 042-722-3111(代表)

リサイクル適正 (A)

印刷用の紙にリサイクル
 できます。

この概要版は、1,000部作成し、1部あたりの単価は112円となります(職員人件費を含みます)。